

地域包括支援センター業務委託事業者募集に係る質問事項について（回答）

令和8年9月4日～9月11日までに質問がありました事項について、下記の通り回答いたします。

	質問事項		回答
	質問事項	質問の詳細	
1	委託料に係る消費税の取扱いについて	基本委託料及び実績加算を含めた委託料総額について、課税・非課税の区分及びそれぞれの金額について確認したい。	委託料のうち、消費税課税対象となるのは、一般介護予防事業分である。なお、委託料額（実績加算を含む、税抜き額）のうち、5%相当額を一般介護予防事業分（消費税課税分）、95%相当額を非課税分として想定している。
2	ケアプラン管理業務における「原則30件」の取扱いについて	・ケアプラン管理業務について、『一人あたり原則30件まで』とされたことに関し、上限を設定するに至った背景、市としての主なねらいを教えてください。「原則」とはいえ、数字による上限を設けることにより、市としてどのような期待をしているのか。	地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント業務の負担割合が非常に大きい現状を踏まえ、同業務にかかる時間をコントロール（上限管理）することで、本来の包括的支援業務（相談支援等）に十分対応できる体制を整え、市民の福祉の向上を図ることを期待している。
3		・「原則30件」への調整が困難な場合、調整できるまでの経過措置等、猶予の有無 ・一時的またはやむを得ず30件を超えた場合の委託料への影響（減額等のペナルティの有無）	実務的な移行や調整期間等は、今後の協議等により決定する。また、管理件数が30件を超過したことのみをもって委託料を減額することはないが、超過が常態化する等により運営指導の対象となることはある。
4		・居宅介護支援事業所への委託が困難な場合の想定される調整方法	居宅介護支援事業所等への委託が困難な場合等の個別事情を勘案し、一律の制限ではなく「原則30件」としている。実際の具体的な調整方法については、個々の状況に応じて市と協議の上、決定する。
5		・すでに30件を受け持っている際、新規ケースの受け入れは如何にするのか	外部委託を適正に進めることで新規受け入れの余力を確保するか、または仕様書「8. その他の留意事項（2）疑義事項について」に則り、市との協議により対応することとなる。
6	事業計画提案書に総ページ数の制限はあるか		制限はない。
7	見積書の算出内訳資料に指定様式はあるか		指定様式はない。
8	重加算税の賦課実績については、塩竈市内の状況についてという認識でよいか		法人としての実績を記載すること。
9	提出資料は計1部で差し支えないか		1部提出。
10	実績加算について算定されるようになった背景と見積書には予定の見込量の記載で良いか。		各事業において、標準的な実施回数及び人数（基準値）を定め、受託者がこれらを目標として計画的に業務を遂行し、基準値を超えて実績をあげた場合に、その実績に応じて加算する仕組みとしている。 見積書には、予定見込量の記載で構わない。